

三重県立病院医療事故の包括的公表について

2007/6/

三重県病院事業庁

「三重県病院事業庁医療事故等公表基準」に基づき、平成18年度に三重県立病院で発生した医療事故で包括的に公表する事例は、次のとおりです。

病院名	発生年月	レベル	事故の状況・原因・対応策	事故にかかる治療内容	患者の身体状況
総合医療センター	18年5月	1	<p>平成17年10月、入院患者に右側腹部皮下にバルブを設置する手術を実施した。</p> <p>平成18年5月シャント機能不全について確認したところ、バルブ周辺の皮下から血性膿が吸引されたので、右側側部の創を切開したところ、皮下にガーゼが丸めて押し込まれた状態で存在し、その周囲に膿とそれを取り囲む肉芽組織が確認された。</p> <p>原因は、術野が体表であったため、ガーゼカウントの対象になっていなかったこと、また、手術そのものに手間取ったことである。</p> <p>ガーゼ取扱マニュアルを見直し、改訂することによりガーゼカウントを徹底するとともに、体表からは確認できない部位にガーゼを使用する場合にはレントゲンガーゼを使用し、使用時及び手術終了時には手術スタッフへの声がけと確認を励行する。</p> <p>更にガーゼ取扱をなお一層慎重にするよう関係部署に周知した。</p>	<p>感染の原因であるガーゼ、シャントシステム及び肉芽組織を取り除き、抗生剤入り生理食塩水による局所洗浄をし、ペンローズドレーンを留置し手術を終了した。</p>	<p>転院できるまでに回復し、転院している。</p>
志摩病院	19年1月	1	<p>脳梗塞の患者について、治療上、患者の安全を優先するため、家族の了承を得た上で、身体抑制をしていたが、転棟時に申し送りが徹底されず、抑制がされていなかったため、転棟した1月12日に尿道バルーンを自己抜去し、膀胱損傷により血尿を認めた。</p> <p>転棟時の引継において書面での申し送りが確実にされなかったことが原因である。</p> <p>今後、引継の当事者だけでなく、他のスタッフも確認するように改善するとともに、転棟引継の時間帯についても繁忙時を避けて行うようにする。</p>	<p>膀胱損傷、血尿は経過観察にて治癒した。</p>	<p>19年4月、心臓弁膜症による心不全により死亡</p>

## (参考)

### 1 「三重県病院事業庁医療事故等公表基準」による医療事故の設定レベル

- レベル1
- ・事故により、当初必要でなかった治療や処置が新たに必要となり、入院日数又は外来通院の増加が必要になった場合
  - ・事故を原因として、生活にほとんど影響しない軽度な後遺症が残った場合
- レベル2
- ・事故を原因として、一時的に生命徴候（バイタルサイン）に重大な影響を与え治療を要したが、回復した場合
  - ・生活に影響する中等度の後遺症が残った場合
- レベル3
- ・患者様の治療経過に重大な影響を与えた場合
  - ・事故を原因として、生活に影響する高度の後遺症が残った場合
- レベル4
- ・事故により、死亡した場合

### 2 過去の包括的公表件数

平成14年度	4件
平成15年度	7件
平成16年度	3件
平成17年度	1件

### 3 包括的公表の主旨と個人情報の保護

この包括的公表は、県立病院で発生した医療事故を改善策を含めて公表することにより、医療の透明性を高めて県民の信頼を得るとともに、医療事故の再発防止に向けて他の医療機関の参考にもなるとの考えから、比較的軽微な医療事故についても積極的に情報提供を行うものです。

この包括的公表は、公表の主旨や個人情報保護の観点から、患者様の特定に通じる情報や病名、医療行為の詳細等の特に高度なプライバシー情報については情報提供を差し控える場合があります。